

事務連絡
平成24年5月31日

各障害者支援施設 施設長 様
各障害児入所施設 施設長 様

三重県健康福祉部障がい福祉課長

施設入所支援等にかかる報酬の算定について

平素は、県の障がい福祉行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年4月の報酬改定により加算内容が見直された「入院・外泊時加算（Ⅰ・Ⅱ）」、「入院時支援特別加算」が適応される入院期間について、下記の点にご注意いただき、万一、誤った請求を行っている場合には、自主的に返還等の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

長期入院者について、入院からはじめの8日間は「入院・外泊時加算（Ⅰ）」、それ以降の期間については82日間を限度に「入院・外泊時加算（Ⅱ）」が算定されます。また、さらに引き続き入院する場合には「入院時支援特別加算」が算定されることとなりますので、入院した日から90日を越えていない月については「入院時支援特別加算」の算定はできません。

※ 国から示された「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」において「入院時支援特別加算」は「(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (2) 8日を超える入院期間が4日以上」と記載されていましたが、5月28日付け「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A」及び「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について」により説明と「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」の訂正がありました。(別紙参照)

事務担当

三重県健康福祉部障がい福祉課
生活支援グループ

電話 059-224-2266

FAX 059-228-2085